

# 議事要旨 令和3年度 第1回空家等対策協議会

## 次第1 開会

## 次第2 市長あいさつ

## 次第3 委員紹介

## 次第4 会長、副会長の選出

- ・委員の互選により、会長を中重委員、副会長を石田尾委員に選任。

## 次第5 空家等に対する取組状況について

### 議題1. 空家等の活用の促進

各課が実施する・制度の概要説明および実績件数を報告

- ①地域政策課 ふるさと創生移住定住促進補助制度  
霧島市空き家バンク
- ②商工振興課 空き店舗等ストックバンク事業  
まちなかりノベーション推進事業  
リノベーションスクール@霧島

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：ふるさと創生移住定住促進補助制度について、中古住宅を購入し、リフォームをするのであれば、30万円と20万円両方もらえるのか。

事務局：両方もらえる。購入してから、1年以内に申請をすればよい。

委員：リノベーションスクールについての結果はどうなったのか。

事務局：現在、不動産オーナーと交渉中と聞いている。また、通りの活性化を検討し、空き店舗を利用しイベントを企画中である。今後もSNS等を活用し、情報発信を行っていく。

議長：今回のスクールで、具体的に動いていくもの、今後不動産オーナーを巻き込んで、様々な活動をしていく予定である。

### 議題2. 管理不全な空家等の防止・解消

- ①「管理不全な空家等の防止・解消」について、現在市が実施している空家等対策の取組事例を事務局から説明
- ②老朽危険空き家等解体撤去補助事業の概要説明および実績件数・事例等を報告
- ③空家の所有者等に対する相談事務事業の相談事例の内容及び回答を報告

### 議題3. 今後の取組みについて

- ①霧島市空家等対策計画の見直し

第一期の計画期間H29.4~R4.3の5年間としているが、国の指針等見解が示されたのが、今年度の後半に入ってからであったため、第一期の計画期間を延長。次期計画が決定されるまでの間は、本計画を運用することとし、令和4年度中に空家法の指針等を反映した、第二期

計画を策定する方向で検討。

- ② 老朽危険空き家等解体撤去補助金の見直しについて提案  
補助制度の現状を踏まえ、内容の見直しを提案。
- ③ 株式会社クラッソーネとの協定締結について提案

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：(株)クラッソーネとの協定締結については、事務局としては、前向きに検討しているということでしょうか。

事務局：国土交通省『空家対策モデル事業』の採択を受け、他の自治体との協定締結の実績もある。インターネットを活用する方には、非常に便利なツールであり、自治体は、費用が掛からないメリットあることから、前向きに検討している。

議長：少しでも空家対策に資すればと事務局も締結に向けての準備を進めていると考えていただきたい。

#### 議題 4. 特定空家等の対応について

- ・ 内容については、霧島市空家等対策協議会条例第 7 条に基づき非公開

#### 次第 4 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて（解説）

令和 3 年 4 月 21 日に改正され、今後施行される、「民法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 24 号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和 3 年法律第 25 号）についての解説。

#### 次第 5 その他

特になし

#### 次第 6 閉会